高齢者虐待防止指針

社会福祉法人　明照協会

特別養護老人ホーム　和順荘

特別養護老人ホーム　和順荘

高齢者虐待防止指針

第1条　　目的

本指針は、当施設における高齢者虐待の防止、早期発見、および発生時の迅速かつ適切な対応について基本方針を定める。これにより、入所者の人権を擁護し、尊厳ある生活を保障することを目的とする。

第2条　　基本方針

当施設は、入所者への虐待を重大な権利侵害と認識し、いかなる理由があってもこれを一切容認しない（ゼロトレランスの徹底）。職員は一人ひとりが倫理観を高め、尊厳を支える介護の実践に努める。

第3条　　虐待防止委員会の設置・運営

当施設における虐待防止の取り組みを組織的に推進するため、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

1. 構成メンバー: 施設長、介護員、看護師、生活相談員、介護支援専門員、その他施設長が指名する職員をもって構成する。
2. 開催頻度: 定期的に(4ヶ月に１回)開催し、必要に応じて臨時開催する。
3. 所掌業務:
    - 虐待防止に向けた組織的方針・指針の見直し
    - 職員向け研修計画の策定および実施状況の確認
    - 不適切ケア、ヒヤリハット、身体拘束等の記録の分析とリスク評価
    - 虐待が発生または疑われる事案が生じた場合の事実確認と再発防止策の策定

第4条　　職員に対する研修

当施設は、職員の虐待防止に関する意識啓発と技術向上を図るため、定期的な研修を実施する。

1. 定期研修: 全職員を対象とした虐待防止研修を、年2回実施する。
2. 新規採用時研修: 新規採用職員に対しては、就業開始時に必ず虐待防止に関する研修を行う。
3. 記録の保管: 研修の実施内容、参加者名簿、アンケート結果等の記録は適正に保管する。

第5条　不適切ケアの早期発見と報告体制

1. 早期発見: 職員は、他の職員による虐待、またはその疑いのある行為（言葉遣いの荒さ、無視、乱暴な介助などの不適切ケアを含む）を発見した場合は、速やかに（介護支援専門員または施設長）に報告しなければならない。
2. 外部通報: 虐待の事実が確認された場合、施設長は高齢者虐待防止法に基づき、速やかに市町村および関係機関へ報告・通報を行う。
3. 通報者の保護: 報告または通報を行った職員に対し、それを理由とする解雇その他の不利益な取り扱いを一切行ってはならない。

第6条　発生時の対応および再発防止策

1. 事実確認: 虐待の疑いが生じた場合、委員会は速やかに客観的な事実確認（関係者へのヒアリング、状況調査）を行う。
2. 被災者の保護: 虐待が事実であると判断された場合は、速やかに入所者の安全確保と心身のケアを最優先に対応する。
3. 再発防止策: 委員会は発生原因を厳密に分析し、具体的な再発防止策を策定し、全職員に周知徹底のうえ、その後の実施状況をモニタリングする。

第7条　入所者や家族に対する指針の閲覧に関する事項

1. 施設内での備え付け: 本指針は、入所者およびその家族がいつでも自由に閲覧できるよう、施設内の 1 階受付ロビーに常時備え付けるものとする。
2. ホームページでの公開: 当施設が運営する公式ホームページ上において、本指針を公開し、広く一般の閲覧に供するものとする。
3. 契約時の説明: 入所契約の締結に際しては、入所者および家族に対し、本指針の概要について重要事項説明書等を用いて説明を行うとともに、要望がある場合はこれを交付する。

第8条　その他虐待防止の推進のための必要な事項

1. メンタルヘルスケア: 当施設は、職員が過度な心理的負担を抱え込まないよう、定期的な面談やストレスチェックを実施し、メンタルヘルスケアおよび労働環境の改善（適切な人員配置や業務効率化）に努める。
2. 成年後見制度の利用支援: 認知症等により自己の意思表明が困難な入所者に対し、権利擁護の観点から、必要に応じて成年後見制度の活用を市町村等と連携して支援する。

3. 外部の目の導入: 施設の閉鎖性を解消し、透明性を確保するため、ボランティア等の外部人材を積極的に受け入れるとともに、運営懇談会等を通じて地域や家族との連携を緊密に行う。

第9条　指針の変更・見直し

本指針は、社会情勢の変化、法改正、または当施設における運用の実態に合わせて、委員会における協議を経て、少なくとも年 1 回以上定期的に見直しを行い、必要な改定を行うものとする。

附則

本指針は、令和8年5月1日より施行する。